

令和7年4月から

農地の貸し借りの手続きが変わります

令和5年4月の法改正により、令和7年4月以降は農用地利用集積計画に基づく農地の貸借が終了となり、「②農地バンク法」か「③農地法3条」のいずれかによる農地の貸借となります。

なお、地域計画が策定されるまで、もしくは令和7年3月31日までの間は、経過措置が設けられているため、それまでの間は「①相対契約」の手続き（申請は令和6年12月頃まで）は受付可能です。

R5.4 法改正

R6.4

R7.3.31

終了

①

農業経営基盤促進法の集積計画による契約

通称…相対契約

←----- 経過措置 ----->

契約方法：相対による利用権設定

- ・利用権設定している現在の契約は、契約期間満了まで有効です。
期間満了後は、下の②もしくは③の方法となります。
- ・②の農地中間管理機構を利用していない方で、現在の契約内容を期間延長されたい方は期間満了前でもR6.12月頃までに申請をお願いします。

始期がR7.4月以降の相対契約はできません。

②

農地中間管理機構が介在する契約（農地バンク法）

契約方法：「出し手」⇔機構⇔「受け手」
（農地中間管理機構が介在）

- ・賃料は農林公社が送金の処理をするので、受払いの手間が不要です。
- ・出し手、受け手ともに毎年賃料の0.5%+消費税を手数料として農林公社が受け取ります。
- ・賃料はお米などの現物でのやり取りはできません。
- ・地域計画の目標地図に位置付けられることが必要となります。

希望される方は同意書の提出が必要ですので、農林創生課へご提出ください。

③

農地法第3条による申請

契約方法：相対による利用権設定

両者の合意解約がない限り、原則、賃貸借は解約されません。

- ・添付書類に土地の全部事項証明書（法務局で取得）
申請地の位置図等の書類の提出が必要です。

現在の契約内容は農家台帳等でご確認ください。

【お問い合わせ】

- ①・③及び農家台帳の取得
②農地中間管理機構

見附市農業委員会事務局
見附市農林創生課

TEL：0258-62-1700 内線261
TEL：0258-62-1700 内線223